

質疑・回答書

告示番号		豊中市上下水道局告示第23号	件 名	平成28年度下水道改築工事(2工区上野西2丁目外)
No	質疑事項			回 答
1	施工方法(工法)について 本工事は、既設管径800mmから450mmまでを複合管の製管工法にて更生する設計となっていますが、800mm未満については反転・形成工法に変更して施工することは可能ですか。			複合管(製管工法)で施工してください。
2	既設管径800mm未満についても複合管の製管工法で設計されているのは何故ですか。			複合管(製管工法)は自立管に比べて下記の点で本工事に適しているため、複合管(製管工法)で設計しています。 ・下水の流下を確保した状態で施工可能な工法であること。 ・自立管に比べ経済的に優位であること。
3	既設管径800mm未満を複合管の製管工法にて施工出来る工法は1工法しかないと思われますが、問題はないのですか。			複合管(製管工法)は自立管に比べて下記の点で本工事に適していることから、総合的に判断し複合管(製管工法)を採用しており、問題はありません。 ・下水の流下を確保した状態で施工可能な工法であること。 ・自立管に比べ経済的に優位であること。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp